

2011年7月

発行登録追補目論見書  
(無登録格付に関する説明書を含む)

# ソシエテ ジェネラル

ソシエテ ジェネラル

2021年8月4日満期 ブラジル・リアル建 ディープ・ディスカウント社債  
(円貨決済型)

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

ソシエテ ジェネラル 2021 年 8 月 4 日満期 ブラジル・リアル建 ディープ・ディスカウント社債（円貨決済型）の各利息計算期間につき支払われる利息の金額および満期償還額は、円／ブラジル・リアル外国為替相場の水準により変動します（本書「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項、(1) 利息」および「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項、(2) 償還および買入れ」をご参照ください。）。

(この説明書は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるソシエテ ジェネラルは、この説明書の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

## 無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成22年9月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

(この説明書は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるソシエテ ジェネラルは、この説明書の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

## 無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼すると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成 22 年 9 月 30 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

(この説明書は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるソシエテ ジェネラルは、この説明書の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。)

## 無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社  
(金融庁長官（格付）第7号)

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22-外 28-13

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 23 年 7 月 1 日

【会社名】 ソシエテ ジェネラル  
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 フレデリック・ウデア  
(Frederic OUDEA : Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29  
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1187

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 31,276,000 ブラジル・リアル (円貨換算額 1,608,837,440 円)  
(上記の円貨換算額は 1 ブラジル・リアル=51.44 円の換算率  
(2011 年 6 月 29 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行に  
より発表されたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数と  
して計算されるレート) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 22 年 10 月 21 日
効力発生日	平成 22 年 10 月 29 日
有効期限	平成 24 年 10 月 28 日
発行登録番号	22 外-28
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】  
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
22-外28-1	平成23年1月14日	16,000,000ブラジル・レアル (803,840,000円)	該当なし	
22-外28-2	平成23年1月20日	20,000,000ブラジル・レアル (1,004,800,000円)	該当なし	
22-外28-3	平成23年2月24日	24,000,000ブラジル・レアル (1,171,680,000円)	該当なし	
22-外28-4	平成23年3月18日	500,000,000円	該当なし	
22-外28-5	平成23年4月7日	16,000,000ブラジル・レアル (836,960,000円)	該当なし	
22-外28-6	平成23年5月23日	6,000,000ブラジル・レアル (307,080,000円)	該当なし	
22-外28-7	平成23年6月7日	35,377,000ブラジル・レアル (1,803,519,460円) (注1)	該当なし	
22-外28-8	平成23年6月8日	56,400,000南アフリカ・ランド (666,648,000円)	該当なし	
22-外28-9	平成23年6月10日	500,000,000円	該当なし	
22-外28-10	平成23年6月13日	4,000,000ブラジル・レアル (202,320,000円) (注2)	該当なし	
22-外28-11	平成23年6月24日	20,000,000ブラジル・レアル (1,012,400,000円) (注3)	該当なし	
22-外28-12	平成23年6月24日	700,000,000円	該当なし	
実績合計額		9,509,247,460円	減額総額	0円

(注1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2011年7月7日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1ブラジル・レアル=50.98円の換算率(2011年6月3日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート)による。

(注2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2011年7月13日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1ブラジル・レアル=50.58円の換算率(2011年6月9日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート)による。

(注3) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2011 年 7 月 27 日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、1 ブラジル・レアル=50.62 円の換算率 (2011 年 6 月 22 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート) による。

【残額】 490,490,752,540 円  
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。  
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店  
(東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 アーク森ビル)

# 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
第2 売出要項 .....	1
1 売出有価証券 .....	1
2 売出しの条件 .....	3
3 売出社債のその他の主要な事項 .....	6
第3 第三者割当の場合の特記事項 .....	21
第二部 公開買付けに関する情報 .....	22
第三部 参照情報 .....	22
第1 参照書類 .....	22
第2 参照書類の補完情報 .....	22
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	22
第四部 保証会社等の情報 .....	23
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項 各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	24
有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面 .....	25
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	43

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

該当事項なし。

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

##### 【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ ジェネラル2021年 8月4日満期 ブラジル・レ アル建 ディープ・ディスカ ウント社債(円貨決済型) (以下「本社債」という。)	70,000,000ブラジル・ リアル(注1)	70,000,000ブラジル・ リアル(注1)	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8 番1号 住友不動産新宿オー クタワ-27階 (以下「売出人」という。)

本社債は無記名式であり、各社債の金額(以下「額面金額」という。)は10,000ブラジル・リアルである。

本社債の利率は年率0.50%であり、利息の支払いは以下のとおりとする。

利息は2011年8月5日(以下「利息開始日」という。)(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、上記利率を付し、2012年8月5日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年8月5日(以下「利払日」という。)(同日を含む。)(または(場合により)直前の利払日(同日を含む。))から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。))について、円貨で後払いする。本社債の利息の計算の詳細については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、(1) 利息」を参照のこと。

本社債の満期日は2021年8月4日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日(ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日)とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業(外国為替および外貨預金の業務を含む。)を行っており、かつTARGET2営業日(以下に定義する。)である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)が営業を行っている日をいう。

本社債は、2011年8月4日(ロンドン時間)(以下「発行日」という。))に、ソシエテ ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ ジェネラル」という。))の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。))に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト(以下「財務代理人」という。))その他の当事者により締結された2011年4月21日付代理契約(以下「代理契約」という。))に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が包括券面によって表章され、決済機構によって保管されている間は、発行会社およびその他の当事者によって署名された2011年4月21日付約款(以下「約款」という。))の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。))にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、満期日に額面金額10,000ブラジル・リアルにつき、10,000ブラジル・リアルを外国為替レート2(「3 売出社債のその他の主要な事項、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」で定義する。))で換算して得られる円貨額(ただし、1円未満は四捨五入する。))の支払いによりなされる。期限前の償還については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、(2) 償還および買入れ、(B) 税制上の理由による繰上償還」、「3 売出社債のその他の主要な事項、(2) 償還および買入れ、(C) 特別

税制償還」および「3 売出社債のその他の主要な事項、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からAa2の長期発行体格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）からA+の長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）からA+の長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の44.68%(注1)	2011年7月1日から同年7月29日まで	額面10,000ブラジル・レアル以上10,000ブラジル・レアル単位	なし	売出人の日本における本店および所定の営業所(注2)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2011年8月5日（日本時間）である。

(注1) 本社債の購入者は、受渡期日に売出価格をブラジル・レアルまたは相当する円貨にて支払う。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

### 売出有価証券についてのリスク要因

本社債への投資は、下記に要約された為替リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討する投資家は、為替リスクに関する取引および通貨オプションに関する金融商品についての知識または経験を有しているべきである。投資を検討する投資家は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に、投資判断を下すべきである。

以下に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受取る本社債の償還額または売却時の手取金は、投資した元本金額を下回る可能性がある。

#### 円／ブラジル・レアル為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債はブラジル・レアルをもって表示され、利息金額および償還金額はブラジル・レアルの額面金額を参照するが、その支払いは、一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は円／ブラジル・レアル為替レートの変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは、米ドル等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円換算した場合の支払額も、米ドル等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。したがって、投資家は円換算した利息金額が大きく変動するリスク、償還金額または途中売却価格が投資元本を大幅に割り込むリスクを承知する必要がある。

## 金利

本社債はブラジル・リアルをもって表示される。したがって、償還前の各本社債の価値はブラジル・リアルの変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のブラジル・リアル建ての価値は、ブラジル・リアルの変動が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

## 不確実な流通市場

本社債は、満期日を2021年8月4日とする債券であるが、投資家は、本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできないし、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、為替市場、ブラジル・リアルの変動市場、発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを検討している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

## 投資利回りが同じ程度の期間の普通社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがあり得る。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

## 発行会社の経営・財務状況の変化および信用格付の変動が本社債の価値および投資家が受取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、発行会社の信用に対する投資家一般の評価、ならびにムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスなどの統計的格付機関による発行会社発行の債券に対する信用格付の実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況および発行会社発行の債券に対する信用格付に反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払いを含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

## 本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人（以下に定義する。）またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。発行会社、売出人、計算代理人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直物取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の観察日（以下に定義する。）および償還金額決定為替観察日（以下に定義する。）における円／ブラジル・リアル為替レートに影響する可能性がある。

#### 潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがあり得る。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

#### カントリー・リスク

本社債には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建ての社債に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本社債の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

#### 税金

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「3 売社債のその他の主要な事項、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

### 3 【売出社債のその他の主要な事項】

#### (1) 利息

本社債には、上記「1 売出有価証券—売出社債（短期社債を除く。）」に記載の利率で、2011年8月5日（利息開始日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が期限前に償還されない限り、2012年8月5日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年8月5日（利払日）に、利息開始日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。2012年8月5日（同日を含む。）から2020年8月5日（同日を含む。）までの各利払日に支払われる利息額は額面金額10,000ブラジル・レアルの各本社債につき50.00ブラジル・レアルであり、満期日に支払われる利息額は額面金額10,000ブラジル・レアルの各本社債につき49.86ブラジル・レアルである。ただし、それぞれの利息額の支払いは、当該利息計算期間最終日の直前の観察日（以下に定義する。）に計算代理人（以下に定義する。）により以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円貨によってなされる。

$$\text{利払円貨額} = \text{利息額} \times \text{外国為替レート1}$$

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

#### 用語の定義

「外国為替レート1」とは、観察日について、当該観察日時点のPTAXレート（以下に定義する。）のアスクサイドの逆数として計算されるレートをいう。外国為替レート1の計算結果は、1ブラジル・レアル当たりの円の数値で表示され、小数点以下第3位を四捨五入する。

「PTAXレート」とは、観察日について、当該観察日の午後6時頃（サンパウロ時間）に、ブルームバーグの「BZFXJPY<Index>」と指定されるページ（またはその継承ページ）に「Code PTAX 800」（「Consulta de Cambio」または「Exchange Rate Inquiry」）の「Option 5」、「Venda」（「Cotacoes para Contabilidade」または「Rates for Accounting Purposes」）として表示される、ブラジル中央銀行がSISBACENデータシステム上に記録する1円当たりのブラジル・レアルの数値で表示される直物為替レートをいう。

「観察日」とは、各利払日および満期日の10営業日前にあたる各日をいう。疑義を避けるために明記すると、かかる10営業日前の日は、かかる日と応答日である利払日または満期日の間の営業日の日数がその後変更になっても、かかる日付で決定され調整が行われることはない。

いずれかの観察日に、PTAXレートが「BZFXJPY<Index>」ページに表示されないか、かかる観察日に「BZFXJPY<Index>」ページが利用可能でない場合、外国為替レート1ま

たは（場合により）外国為替レート2は、以下の算式に従って計算代理人により決定される。

[米ドル/円直物レート（以下に定義する。）] ÷ [EMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）（以下に定義する。）]

かかる観察日に、EMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）がEMTAのウェブサイトに表示されない場合、観察日は、PTAXレートまたはEMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）が取得可能な直後の営業日とする。ただし、PTAXレートおよびEMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）のいずれも、当初、観察日と予定されていた日に続く2営業日の各日に利用できない場合、当初、観察日と予定されていた日から2営業日目の日に関連する観察日であるとみなし、計算代理人は誠実に外国為替レート1または（場合により）外国為替レート2を決定する。

「EMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）」とは、観察日について、当該観察日の午後3時45分頃（サンパウロ時間）またはその後可及的速やかにEMTAのウェブサイト（[www.emta.org](http://www.emta.org)）において公表される、サンパウロおよびニューヨークにおける2営業日以内の決済のためのブラジル・リアル/米ドルのレート（1米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）を意味する。EMTAブラジル・リアル産業調査レート（BRL12）は、EMTAブラジル・リアル産業調査方法論（EMTAブラジル・リアル産業調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための2004年3月1日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従ってEMTA（またはEMTAがその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

「米ドル/円直物レート」とは、観察日について、当該観察日の午後4時頃（ニューヨーク時間）に、ロイターズ・モニター・マネー・レート・サービスにおいて「JPNU」と指定されるページ（または同等のレートの表示目的のためのサービスにおいて当該ページに代替するその他のページ）（以下「JPNUページ」という。）に表示される、米ドル/円のビッド側の為替レート（1米ドル当たりの円の数値で表示される。）をいう。ただし、当該観察日の当該時間までにレートが表示されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、自身が適当と判断する情報および手法を用いて米ドル/円直物レートを決定する。

計算代理人は、利息金額を決定すべき時にまたはその後実務上可能な限り速やかに、関連する利息期間に係る利息金額を決定する。計算代理人は、関連する利息期間に係る利息金額を計算後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合も計算後1営業日以内に）、財務代理人に当該利息金額を通知する。

財務代理人は、各利息計算期間に関する利息金額の計算または決定の後可及的速やかに、かかる利息金額および関連する利払日を発行会社に通知せしめ、また、かかる事項につき下記「(9) 通知」に従った通知を行わしめる。なお、そのように通知された利息金額および利払日は、利息計算期間が延長または短縮された場合には、事前の通知なく事後的に変更される（または調整の方法に

より適切な代替的な措置が講じられる) ことがある。かかる変更は、本社債権者に対して、下記「(9) 通知」に従い、速やかに通知される。

計算代理人は、要求があり次第、発行会社に対し、計算代理人が外国為替レート1を決定した根拠である数値の証拠を提供する。

「計算代理人」とは、ソシエテ ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤りがない限り、発行会社および本社債権者に対し最終的かつ拘束力あるものとする。

本「(1) 利息」の規定に関連して財務代理人または計算代理人が送付し、表示し、作成し、または入手したすべての証明書、通信文、意見書、決定、計算、見積りおよび判断は（故意の不履行、害意、明らかな誤りまたは立証された誤りがない限り）発行会社、財務代理人、計算代理人およびその他の支払代理人（該当する場合）ならびにすべての本社債権者および利札の所持人を拘束するものとし、（故意の不履行または害意がない限り）財務代理人または計算代理人は、かかる規定に基づく権限、任務および裁量権の行使または不行使に関して、発行会社、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）または利札の所持人に対して責任を負わない。

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しないものとする。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は引き続き下記のいずれか早い方の日まで発生するものとする。

(i) 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

(ii) 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従い本社債権者に対してなされた日の5日後の日

## (2) 償還および買入れ

### (A) 満期における償還

本社債が下記のとおり満期日前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「最終償還金額」という。）にて償還される。

$100\% \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート2 (1円未満四捨五入)}$

最終償還金額は円貨で支払われ、満期日に本社債につき支払われる利息も円貨で支払われる。

「外国為替レート2」とは、償還金額決定為替観察日に関する外国為替レート1をいう。

「償還金額決定為替観察日」とは、満期日に関する観察日をいう。

### (B) 税制上の理由による繰上償還

発行会社は、以下の場合には、財務代理人および下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して、当該償還の45日前から30日前までの間に通知を行うことにより、いずれかの利払日に、本社債の全部（一部は不可。）を償還することができる（かかる通知は、取消することができない。）。

(i) かかる通知をなす直前に、租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（本社債の最初のトランシュの発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

(ii) 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払期日が到来したならば発行会社が当該追加額を支払う義務を負う最も早い日の90日前までは行うことができない。

「租税法域」とは、フランスもしくはその地方自治体またはそれらの課税当局をいう。

本「(B) 税制上の理由による繰上償還」に基づいて償還される本社債は、期限前償還金額（以下に定義する。）で償還される。

「期限前償還金額」とは、計算代理人が決定する各本社債の当該償還日における公正市場価額に相当する金額をいう。当該償還金額は、本社債につき締結されたヘッジング契約を解除するための費用を考慮した後、繰上償還がなければ当該期限前償還日以降に満期に至っていたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同じ価値を本社債権者に対して保障する効果を有するものとする。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還金額は、当該期限前償還日（同日を除く。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還金額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払うことはない。

#### (C) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いに関する取り決めにも関わらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次回の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、発行会社は、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可。）を期限前償還金額で発行会社が本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債権者に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

(i) 発行会社が、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日

(ii) 上記の財務代理人に対する通知後14日目の日

#### (D) 買入れ

発行会社は、いつでも、適用法令に従って公開市場においてまたはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を買入れる権利を有する（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買入れる。）。発行会社により買入れられた本社債は、フランス財政金融法L. 213-1-A条に従って、本社債の流動性を向上させることを目的として買入れ、保有することができる。発行会社は、フランス財政金融法D. 213-1-A条により、本社債を購入の日から1年を超える期間保有することはできない。

#### (E) 消却

発行会社により、または発行会社のために消却のために買入れられた本社債はすべて直ちに（当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却されるものとする。買入消却された本社債は（本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）財務代理人に引渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に

係る発行会社の義務は免除される。

### (3) 支払い

#### (A) 支払いの方法

本社債に係る金銭による支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の日本円口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の日本円小切手により行われる。

本社債に関するすべての支払いは当該支払いを行う場所において適用される会計その他の事項に係る法令に従って行われる（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定は尊重されるものとする。）。

#### (B) 本社債および利札の呈示

確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

確定社債券の償還日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息開始日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

#### (C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元利金の支払いについては、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われるものとする。各支払いの記録は、元金および利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「ク

リアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録上になされるものとする。

(D) 支払いに適用される一般条項

大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除されるものとする。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ、発行会社によって大券の所持人に対してまたはかかる所持人の指示により行われた支払いにおけるかかる者の持分につき請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し発行会社に対して請求権を有しないものとする。

(E) 支払営業日

本社債または利札に関する金員の支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債または利札に関する金員の支払金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

「支払営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従うものとする。

(F) 元金および利息の解釈

本社債の元金という表現には、必要に応じ、(i)下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額、(ii)本社債の最終償還金額、(iii)本社債の期限前償還金額および(iv)本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含むものとする。

本社債の利息という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含むものとする。

(G) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日のパリ時間正午における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは（場合により）米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建てまたは米ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは（場合により）米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由（以下に定義する。）を構成しない。

(H) 財務代理人および支払代理人

最初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および最初の特定事務所の住所は、以下の

とおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加のもしくはその他の支払代理人を任命し、支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- (i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（財務代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（財務代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (iii) いずれの欧州連合加盟国（以下「加盟国」という。）も欧州理事会命令2003/48/ECまたは当該命令を施行もしくは遵守するための法律、もしくは当該命令と適合させるために施行される法律（かかる命令または法律を、以下「EU貯蓄課税法令」という。）に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない限りにおいて、EU貯蓄課税法令に基づき税金を源泉徴収または控除すべき義務を負わない加盟国内に常に支払代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に財務代理人が存在しなければならない。

#### 本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11-13 (11-13, avenue Emile reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市 9 区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009, Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

#### (4) 本社債の地位および担保設定制限

##### (A) 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保（ただし、下記「(B) 担保設定制限」に服する。）かつ非劣後の債務であり、発行会社の現在および将来のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務（法律により優先性が付与されているものを除く。）と同順位であり、本社債間においても何らの優先もなく同順位である。

## (B) 担保設定制限

本社債または利札が残存している限り、発行会社は、発行会社の現在または将来における業務、事業、資産または収益（未払込資本を含む。）に対して、関連債務（以下に定義する。）を担保するために、担保権（以下に定義する。）（許可担保権（以下に定義する。）を除く。）を設定せず、また設定を認めない。ただし、発行会社が、担保権設定の場合は事前または同時に、その他の場合には直ちに、以下のいずれかの事項を確保するために必要な一切の措置を講じる場合はこの限りでない。

(i) 本社債および利札に基づき発行会社が支払うべき一切の金額が、担保権により関連債務と同等かつ比例的に担保されること

(ii) その他の担保権の設定またはその他の取決め（担保権の設定を含むかを問わない。）が、本社債の社債権者集会の特別決議（代理契約において、投票総数の4分の3以上の多数により適法に行われた決議をいうものとして定義されている。）による承認に基づいて行われること

「関連債務」とは、(i)（関連する発行者の同意を得た上で）当該時点においていずれかの証券取引所もしくは規制証券市場で値付けされ、上場されもしくは通常の取引が行われているソシエテ ジェネラル、SGA ソシエテ ジェネラル アクセプトランス エヌブイもしくはSG オプションヨーロッパのノート、社債、ディベンチャー（フランス法において定義される債務証券を含むが、これに限られない。）もしくはその他の証券に係る、またはこれらに関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金額であるかを問わない。）、および(ii)かかる債務の保証または補償をいう。

「担保権」とは、抵当権、質権、先取特権またはその他の負担をいう。

「許可担保権」とは、(i)発行会社の財産または資産（現在および／または将来の収益、勘定、売掛金その他の支払いを含む。）に付されたまたは存在する担保権で、かかる財産または資産に係る流動化またはその他の同様のストラクチャード・ファイナンス取引から生じるものであって、かかる財産または資産の手取金がかかる財産または資産により担保されている義務に係る支払いの主たる源泉である場合（またはかかる義務がかかる財産または資産によってその他の方法により支えられている場合）であって、かつ、かかる義務に関する発行会社への償還請求がかかる財産または資産との関係で債務者の債務不履行を発生させないもの、または(ii)法の適用のみにより生じる先取特権をいう。

## (5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還金額により償還される。

(i) 発行会社が、理由の如何に関わらず、本社債に関する支払いにつき、期限に支払いを行わず、かかる不履行が30日を超える期間継続すること

(ii) 発行会社が本社債に係る要項に基づくその他の義務を履行せず、（かかる不履行が発行会社により治癒することができるものである場合）本社債権者からのかかる不履行の治癒を求める書面

による通知が発行会社に対してなされた後60日以内にかかる不履行が治癒されないこと

- (iii) 発行会社に対して破産もしくは支払不能の宣告が行われ、もしくは発行会社が破産もしくは支払不能の状態にあることが明らかになり、発行会社が支払いを停止し、発行会社の債権者との司法上の和議手続の申立てもしくは発行会社もしくはその資産の重要な部分に関する倒産手続に係る管財人、受託者その他これらに類似する職務を有する者の選任の申立てを行うために管轄権を有する裁判所もしくは権限を有する行政機関が何らかの命令を下し、もしくは何らかの措置をとり、もしくはかかる申立てを行うために発行会社が何らかの決議を行い、または発行会社が清算され、もしくは解散すること

## (6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面金額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面金額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債および利札に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金額もしくは利息の減額もしくは免除、または本社債の支払通貨の変更を含むがこれに限定されない。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面金額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては未償還額面金額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者および利札の所持人の同意なくして、本社債、利札または代理契約の変更のうち、(i)本社債、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者および／もしくは利札の所持人の利益を害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤りもしくは立証された誤りを是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知されるものとする。

## (7) 租税上の取扱い

### フランスの租税

以下は、日本国における課税ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）における日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的

拠点から行為を行っていない者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

フランスの2009年第3号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no. 3*) (2009年12月30日付2009-1674法) (以下「本法」という。)の導入後、発行会社によってなされる本社債に関する利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた非協調国または地域 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」と総称する。)においてなされる場合を除き、フランス一般租税法第125条AⅢに定められる源泉徴収税が課されない。社債に基づくかかる支払いが非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AⅢに基づいて50%の源泉徴収税が課される(ただし、一定の例外および適用ある二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において支払われた場合、2011年1月1日以後に開始する事業年度以降、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる25%または50%の源泉徴収税が課される場合がある(ただし、適用ある二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

上記に関わらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる社債の発行にはフランス一般租税法第125条AⅢに基づく50%の源泉徴収税および課税所得の控除対象からの除外のいずれも適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。2010年2月22日付フランス税務当局の決定 (*rescrit*) 第2010/11 (FPおよびFE) 号(以下「本決定」という。)に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランス財政金融法L. 411-1条に定められる公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されており(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。)、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。)
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法L. 561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の決済業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。)

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、本決定に基づく本例外の対象となり、発行会社による本社債に係る利息その他の収益の支払いはフランス一般租税法第125条AⅢに定める源泉徴収税の対象とはならない。さらに、かかる利息その他の収益は、非協調国に所在する金融機関に開設された銀行口座に対する支払いであること、または非協調国において設立された者もしくは非協調国に居住する者について生じ、もしくはかかる者に対して支払われることのみを理由としてフランス一般租税法第238-0条Aに基づく課税所得の控除対象からの除外またはフランス一般租税法第119条第2項に基づく源泉徴収税の対象となることはない。

一般に、フランスの会社が当該会社の株主でもある者に対して支払う利息は、フランス一般租税法に定められる変動利率（2010年12月31日に終了した事業年度に関しては、かかる利率は3.82%であった。）の範囲においてのみ当該会社の課税所得から控除され、それを超過する利息（もしあれば）は控除の対象とならないことに留意されたい。かかる控除対象とならない利息はみなし配当として取扱われる可能性があり、また（非協調国における支払いでない場合には）25%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。フランスの租税裁判所およびフランスの課税当局はいずれも、かかる源泉徴収税が上場された社債または公募により販売された社債に関して社債権者に支払われる利息についても適用されるか否かについて確認を行っていない。

本社債の元金金の一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課されまたは徴収されることのある現在または将来の一切の租税、賦課または政府課税金を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

租税法域のために控除または源泉徴収が行われる必要がある場合、発行会社は、法律により許容される限度で、租税、賦課または政府課税金の控除または源泉徴収後、本社債権者または利札の所持人が、支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払わなければならない。ただし、次の場合には、本社債または利札に関し、かかる追加額は支払われないものとする。

- (a) 単なる本社債または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債または利札に関する支払いに関する当該租税、賦課または政府課税金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日（下記「(10) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日以上経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。
- (c) かかる源泉徴収または控除が(i)個人である実質所有者もしくは残余事業体に対する支払いについて行われるものであって、貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECもしくは当該命令を施行し、もしくは遵守するための法律もしくは当該命令と適合させるために施行された法律（欧州連合の内外を問わない。）に基づいて義務付けられる場合、または(ii)欧州共同体とその他の国もしくは地域の間の欧州連合貯蓄課税命令に規定された措置と同等の措置について定めた契約、もしくはかかる契約を施行し、もしくは遵守するための法律その他の規制もしくはかかる契約と適合させるために施行された法律その他の規制に基づいて義務付けられるものである場合。

- (d) かかる源泉徴収または控除が、支払いについて課されるものであって、(y)貯蓄所得の課税に関する欧州理事会命令2003/48/ECまたは(z)2010年12月22日にスイス連邦理事会が提出した法案に規定された原則と類似の原則（特に、支払代理人等の発行会社以外の者に租税の源泉徴収または控除を行わせる原則）に従った支払いに関する課税を定めたスイスにより施行される法律に基づいて義務付けられるものである場合。
- (e) 欧州連合加盟国内の他の支払代理人に対して本社債もしくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収もしくは控除を回避することのできたであろう所持人によって、またはかかる所持人のために支払いのための呈示がなされた場合。

## 日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は外国法人が日本国外で発行した社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格または投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

### (a) 居住者に対する課税上の取扱い

#### (i) 利子に対する課税

居住者が日本における支払いの取扱者を通じて本社債に係る利子の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、課税関係が終了する。当該利子について外国所得税が課されている場合には、源泉徴収時に日本の源泉税額を限度として、当該外国所得税は日本の源泉税額から控除され、超える金額はないものとされる。

居住者が本社債に係る利子を日本における支払いの取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、所得税法上の利子所得として総合課税の対象となり、所得税および地方税が課される。

#### (ii) 譲渡に対する課税

一般に、社債の譲渡による譲渡益は、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものを除き非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。

本社債については、原則として、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債に類するものには該当せず、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされると考えられる。

しかしながら、本社債は割引発行されることから、租税特別措置法第37条の16第1項に列挙される割引の方法により発行される公社債として取り扱われる可能性があり、その場合、本社債の譲渡による所得は、譲渡所得として総合課税の対象となる。

(iii) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合で、償還額が取得価額を超える場合のその差額は、原則として償還益として取り扱われ、所得税法上の雑所得に該当し、総合課税の対象となると考えられる。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

(i) 利子に対する課税

内国法人が日本における支払いの取扱者を通じて本社債に係る利子の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われる。

当該利子は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除および利子割の控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、当該内国法人が引き続き所有していた期間に対応する利子の金額については源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利子を日本における支払いの取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

(ii) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合は、期末時に本社債の償還金額と帳簿価額の差額を償還期限までの期間にわたり調整した価額で評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

(iii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iv) 償還に対する課税

本社債の満期償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利子および償還差益ならびに本社債を譲渡

したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

#### (8) 準拠法および管轄裁判所

代理契約、約款、本社債および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

発行会社は、本社債権者および利札の所持人の利益のために、英国の裁判所が本社債および／または利札に起因または関連して生じ得る紛争を解決する専属的管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の専属的管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であることまたは管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申立てる権利を放棄する。本社債権者および利札の所持人は、本社債および利札ならびに本社債および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

#### (9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

かかる通知の新聞への掲載は「フィナンシャル・タイムズ」上になされることが予定されている。発行会社は、通知が、その時点で本社債の上場するもしくは取引が許可される取引所またはその他の関係当局の規則および規定に従う方法をもって適法に行われるようにする。かかる通知は新聞に最初に掲載が行われた日に、または複数の新聞への掲載が要請される場合には、要請される新聞のすべてに掲載が行われた最初の日になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する関連する通知の交付に代えることができ、加えて本社債が証券取引所に上場しまたは関係当局が取引を許可しかつ当該取引所または関係当局の規則が要請する限り、当該通知はこれらの規則に従って公表される。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされ

る。

本社債権者よりなされる通知は書面にて（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされるものとする。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）が当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合による。）を通じて財務代理人に対しなされるものとする。

## (10) その他

### (A) 代わり社債

本社債または利札が紛失、盗取、切断、汚損または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引渡されなければならない。

### (B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および／または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および関連する利札）は無効となる。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいうものとする。

### (C) 追加発行および統合

発行会社は随時本社債権者または利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息開始日、発行価格ならびに／または初回利払いの金額および日付を除く。）で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は既に発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなすものとする。

(D) 当初本社債を表章する仮大券が発行される。仮大券は、その発行後40日を経過した後に、米国税制上の実質的所有に関する証明の要件のもとに恒久大券と交換される。恒久大券は、(i)債務不履行事由が発生し、継続している場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグがともに連続する14日以上営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、もしくは営業停止の意思を公表し、もしくは事実上営業を停止し、他の承継償還決済機構が利用可能ではない旨の通知を発行会社が受けた場合、(iii)発行会社が本社債の元利金の次回の支払いの際に上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」記載の追加額の支払いが必要となるが本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要となる場合においてのみ、利札が付された確定社債券と交換することができる。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

( 事業年度 自 平成22年1月1日 ) 平成23年6月3日  
( (2010年度) 至 平成22年12月31日 ) 関東財務局長に提出。

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし。

#### 4 【訂正報告書】

該当事項なし。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称	所在地
ソシエテ・ジェネラル銀行東京支店	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に  
掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 : ソシエテ ジェネラル  
代表者の役職氏名 : 会長兼最高経営責任者 フレデリック・ウデア

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成22年10月21日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は100億円以上であります。

(参考)

(平成18年7月25日(有価証券届出書の提出日)の売出し)

券面総額又は振替社債の総額: 2,886,000,000円

(平成19年1月30日(有価証券届出書の提出日)の売出し)

券面総額又は振替社債の総額: 3,287,000,000円

(平成19年2月7日(有価証券届出書の提出日)の売出し)

券面総額又は振替社債の総額: 2,241,600,000円

(平成20年7月7日(発行登録追補書類の提出日)の売出し)

券面総額又は振替社債の総額: 1,000,000,000円

(平成22年9月2日(有価証券届出書の提出日)の売出し)

券面総額又は振替社債の総額: 1,265,000,000円

## 有価証券報告書等の提出日以後における重要な事実の内容を記載した書面

2011年5月5日に公表された2011年第1四半期の業績の概要は以下のとおりである。

2011年5月4日に開催されたソシエテ ジェネラルの取締役会において、当グループの2011年第1四半期決算が承認された。全般的に堅調な業績を反映し、グループ当期純利益は9億1,600万ユーロとなった。これには、当グループの発行体スプレッドの改善に伴う金融債務の再評価の影響による2億3,900万ユーロの損失が含まれている。

極めて不安定で騒然とした政治・経済・金融情勢を背景に、当グループは2011年第1四半期を通して、規制環境の変化に則した事業の再編戦略を推進した。「アンビション SG 2015」計画の一環として、当グループは事業開発への投資、リスク管理の強化および営業モデルの変革を引き続き実施した。

当グループの業績は全般的に非常に満足のいく結果であった。フランス国内ネットワーク部門の業務力、コーポレート&インベストメント バンキング部門の収益の伸び、専門金融サービス&保険部門やプライベート バンキング、グローバル インベストメント&サービス部門の継続的な回復は、当グループの顧客基盤の堅固さを実証している。国際リテール バンキング部門においては引き続き健全な業務力が確認されたものの、業績面ではアフリカおよび地中海湾岸地域における政治的混乱の影響が見られた。

### 本項に関する注記

\* グループ編成変更および為替相場の変動の影響を除いたベース

\*\* 金融債務の再評価による影響の控除後

## 1. グループ連結決算

単位：百万ユーロ	2010年 第1四半期	2011年 第1四半期	増減	増減**
業務粗利益	6,581	6,619	+0.6%	+7.7%
比較可能ベース*			-0.9%	+6.2%
営業費用	-4,001	-4,376	+9.4%	
比較可能ベース*			+9.2%	
営業総利益	2,580	2,243	-13.1%	+5.1%
比較可能ベース*			-16.4%	+1.4%
引当	-1,132	-878	-22.4%	
営業利益	1,448	1,365	-5.7%	+28.3%
比較可能ベース*			-11.0%	+21.9%
当期純利益	1,063	916	-13.8%	+9.8%

	2010年 第1四半期	2011年 第1四半期
グループ税引き後 ROE	11.1%	8.8%
グループ税引き後 ROE**	10.3%	11.3%

\*\*：金融債務の再評価による影響の控除後

## 業務粗利益

2011 年第 1 四半期の業務粗利益（金融債務の再評価による影響の控除後）は前年同期比 7.7%増の 70 億ユーロと、ソシエテ ジェネラルは全事業部門において堅調な業績を達成した。

- フランス国内ネットワーク部門の業務粗利益は、力強い業務力に牽引され、前年同期比 7.3%<sup>1</sup>増（絶対値ベース、SMC 買収に伴う影響の控除後では同 4.6%<sup>1</sup>増）の 20 億 3,800 万ユーロとなった。
- 国際リテール バンキング部門の業務粗利益は前年同期比 2.1%\*減（絶対値ベースでは同 0.5%増）の 11 億 8,900 万ユーロと安定しており、特にロシア、チェコ共和国、南・東欧および地中海湾岸地域では引き続き事業を拡大した。しかしながら、エジプト、チュニジアおよびコートジボアールでの政権移行に伴う経済的な影響により第 1 四半期の堅調な業績は、一部相殺されている。
- コーポレート&インベストメント バンキング部門の業務粗利益は前年同期比 4.2%\*増の 22 億 8,000 万ユーロとなり、良好なリスク管理および資本配分による、安定した業績を達成する能力を実証した。また、第 1 四半期の業績にはマーケット業務、特にエクイティ業務が大きく貢献している。債券・為替・コモディティ業務の業績は前年同期の水準を僅かに下回った一方で、ファイナンス&アドバイザリー事業の業務粗利益は前年同期の水準を上回った。

コーポレート&インベストメント バンキング部門のレガシー資産（不良債権）は 2011 年第 1 四半期の業務粗利益に対し、4,200 万ユーロと小幅ながらプラスに寄与した。

- 専門金融サービス&保険部門は回復基調を維持し、コーポレート ファイナンスは引き続き大幅な伸びを見せた。また、生命保険事業においては良好な業務推進力が確認された。2011 年第 1 四半期の業務粗利益は前年同期比 8.3%\*増の 8 億 7,300 万ユーロとなった。
- プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門の業務粗利益は 5 億 8,000 万ユーロと、前年同期の 5 億 400 万ユーロを大幅に上回った。特にプライベート バンキング事業およびセキュリティーズ サービス事業が顕著な増益となった。

発行体スプレッドの縮小を背景に、金融債務の再評価により、当グループの業務粗利益は 3 億 6,200 万ユーロ減少した（2010 年には 1 億 200 万ユーロの増加）。

2011 年第 1 四半期の業務粗利益は 66 億ユーロと、前年同期比で安定的に推移した。

## 営業費用

2011 年第 1 四半期の営業費用は前年同期比 9.2%\*増の 44 億ユーロとなった。増加要因には、コーポレート&インベストメント バンキング部門の事業開発に伴う数四半期にわたる投資、リテール バンキング業務の効率性改善に伴う投資、ならびにフランスおよび英国の銀行に適用される税制改正の影響等が挙げられる。

第 1 四半期の経費率は 62.7%\*\*であった。

<sup>1</sup> PEL/CEL 口座に関わる引当金変動の影響の控除後

\*\* 金融債務の再評価による影響の控除後

## 営業利益

当グループの2011年第1四半期の営業総利益は26億ユーロ（金融債務の再評価による影響の控除後）と、前年同期の25億ユーロから5.2%増加した。

2011年第1四半期のリスク引当は8億7,800万ユーロと減少を続け、前年同期比22.4%減、前期比では20.2%減となった。

2011年第1四半期のリスク引当比率（レガシー資産を除く）は70bpと、前年同期の水準から21bpの大幅低下となった。

- **フランス国内ネットワーク部門**のリスク引当比率は40bp（前期：49bp、前年同期：54bp）となった。これはフランスの経済環境の安定化を反映したもので、法人顧客を中心にその恩恵を受けた。
- **国際リテールバンキング部門**のリスク引当比率は174bp（前期：194bp、前年同期：225bp）と、ギリシャの高水準な引当比率や政権移行を遂げている国々に対して第1四半期に慎重な方針でリスク引当を計上したにも関わらず、低下を続けた。前期まで確認されていた中・東欧における良好なトレンド（ロシアとチェコ共和国における低下およびルーマニアの安定化）は維持されている。
- **コーポレート&インベストメントバンキング部門**の2011年第1四半期の主力事業部門の純リスク引当は3,800万ユーロ（前年同期：1,900万ユーロ）、リスク引当比率は12bpと非常に低水準であった。レガシー資産のリスク引当は9,600万ユーロと引き続き抑制されている。
- **専門金融サービス部門**の2011年第1四半期のリスク引当比率は155bpと、前期の193bpから低下した。2010年を通して確認されたリスク引当比率の低下傾向（通期で44bpの低下）は、消費者金融事業および設備ファイナンス事業双方において加速した。

また、グループ・レベルにおいても、2011年第1四半期のリスク残高に対するカバー率は72%と、2010年第4四半期末比で安定している。

2011年第1四半期の営業利益は14億ユーロと、前年同期比では5.7%減となったものの、金融債務の再評価による影響の控除後では同28.3%の大幅増となっている。

## 当期純利益

所得税（当グループの実効税率：27.1%）および少数株主持分の控除後では、2011年第1四半期の当期純利益は9億1,600万ユーロ（前年同期：10億6,300万ユーロ）となった。

金融債務の再評価による影響の控除後では、当グループの当期純利益は前年同期比16.0%増の11億5,500万ユーロ（前年同期：9億9,600万ユーロ）となる。

当グループの税引き後ROEは8.8%（前年同期：11.1%）、金融債務の再評価による影響の控除後では、前年同期の水準を1%上回る11.3%（前年同期：10.3%）であった。

超劣後債および永久劣後債に係る支払い利息<sup>1</sup>の控除後の1株当たり利益は1.15ユーロであった。

<sup>1</sup> 2011年3月末現在の超劣後債および永久劣後債に係る税引き後の支払い利息はそれぞれ7,500万ユーロおよび600万ユーロであった。

## 2. グループの資本構成

---

2011年3月31日現在のグループの自己資本は総額472億ユーロ<sup>1</sup>および1株当たり純資産価値は55.2ユーロ（未実現キャピタルゲインの0.2ユーロを含む）であった。

2011年1～3月期に、ソシエテ ジェネラルは自社株の買戻しを実施しなかった。その結果、2011年3月31日現在、ソシエテ ジェネラルは、トレーディング目的の保有分を除き、直接および間接的に、株主資本の2.68%相当となる、2,000万株の自社株（900万株の金庫株を含む）を保有していた。また同時点において、ソシエテ ジェネラルは従業員に付与するストックオプション計画を賄うために750万株の購入オプションを保有していた。

バーゼルII基準のリスク調整後資産は、2010年12月31日の3,348億ユーロに対して、2011年3月31日現在は3,333億ユーロと、第1四半期に0.5%微減した。

2011年3月31日現在のTier 1比率は10.8%およびコアTier 1比率は8.8%となった。かかる結果は第1四半期に31bp改善し、当グループの財務力を実証することとなった。

2011年5月2日に、当グループは、2011年の発行計画の66%に相当する、総額172億ユーロの上位債を発行した。この「バニラ債」の発行計画は、ソシエテ ジェネラルの無担保債および有担保債の資金調達計画から成り、仕組み債発行計画の実施済み49%に対して、77%が実施済みである。2011年のバニラ債の平均償還年限は1年間長くなった（2010年：6年、2011年：7年）。

当グループは、既存のSG SCF ビークルに加えて、総額250億ユーロの資金調達計画を伴う、有担保資金調達ビークルのSG SFHを新たに設立した。

当グループはムーディーズよりAa2、フィッチおよびS&PよりA+の格付けを付与されている。

---

<sup>1</sup> この数値には主に (i) 63億ユーロの超劣後債、9億ユーロの永久劣後債、および (ii) 1億2,000万ユーロの未実現キャピタルゲインが含まれている。

### 3. フランス国内ネットワーク部門

単位：百万ユーロ	2010年 第1四半期	2011年 第1四半期	増減
業務粗利益	1,892	2,038	+7.7%
PEL/CEL, SMCの影響を除外			+4.6%
営業費用	-1,241	-1,324	+6.7%
営業総利益	651	714	+9.7%
PEL/CEL, SMCの影響を除外			+6.2%
引当	-232	-179	-22.8%
営業利益	419	535	+27.7%
当期純利益	279	352	+26.2%
PEL/CEL, SMCの影響を除外			+21.1%

底堅い成長が続く環境の下、インフレ率も僅かに上昇し、フランス国内ネットワーク部門（ソシエテ ジェネラル、クレディ デュ ノール、ブルソラマ）は好調な1年のスタートを切った。

3社の顧客基盤は安定的なペースで拡大を続け、個人顧客数は第1四半期に約74,000人<sup>(a)</sup>増加した。

預貸率は126%と、前年同期比で12ポイント低下した。預金残高は1,341億ユーロと、前年同期比で11.7%<sup>(a)</sup>の大幅増となり、また貸出残高は前年同期比2.8%増<sup>(a)</sup>の1,683億ユーロとなった。

新規預金獲得の強化策は最近の短期金利の上昇に支えられ、このような業績の改善につながった。預金残高は、主に定期預金および規制貯蓄制度（Épargne à Régime Spécial）が伸びたことで、残高はそれぞれ前年同期比で23.1%<sup>(a)</sup>および7.7%<sup>(b)</sup>増加した。

2010年末には、新規住宅ローンの組成総額が歴史的に高水準まで上昇したが、安定を取り戻し、前年同期比15.3%<sup>(a)</sup>増と、最近の税制改正（セリエ法）を織り込んだ予想に沿った水準となった。2011年第1四半期の消費者金融事業の新規貸出高は前年同期比で7.1%<sup>(a)</sup>増となった。また、先行きの成長に対する不透明感にも関わらず、投資資金貸出事業の新規貸出高も前年同期比27.9%<sup>(a)</sup>増と大幅に伸長し、活気づいている。

2011年第1四半期に生命保険市場が13%<sup>(c)</sup>縮小する中、フランス国内ネットワーク部門の契約資産総受入額は前年同期比で安定<sup>(a)</sup>しており、満足のいく結果となった。

財務実績に関しては、当部門は2011年第1四半期に非常に良好な実績を達成した。利ざやの大幅な伸びを背景に、業務粗利益は前年同期比4.6%<sup>(b)</sup>増の20億3,800万ユーロとなった。2010年と2011年2月に規制貯蓄制度の金利は引き上げられており、2011年8月にも再度引き上げられる可能性があることから、この非常に強いトレンドも年内には徐々に弱まる見通しである。

営業費用の増加（前年同期比3.9%<sup>(a)</sup>増）が業務粗利益の増加を下回ったことから、「収束型」情報システム共有プロジェクト向けの投資を行ったにも関わらず、当部門の経費率は64.9%（PEL/CEL口座に係る引当金変動の控除後）と、前年同期の水準から0.4ポイント改善した。その結果、営業総利益は前年同期比9.7%増の7億1,400万ユーロとなった。

<sup>(a)</sup> SMCの買収の控除後

<sup>(b)</sup> PEL/CEL口座に係る引当金変動およびSMCの買収の控除後

<sup>(c)</sup> 2011年3月の契約資産総受入額に関するFFSA（フランス保険協会）のデータ

当部門のリスク引当金比率は 40bp となった（前期：49bp、前年同期：54bp）。リスク引当金比率の低下傾向は、フランスにおける経済環境の安定化を反映したものであり、法人顧客を中心にその恩恵を受けている。

2011 年第 1 四半期の当部門のグループ当期純利益への寄与は前年同期比 26.2%増の 3 億 5,200 万ユーロとなった。

#### 4. 国際リテールバンキング部門

単位：百万ユーロ	2010 年 第 1 四半期	2011 年 第 1 四半期	増減
業務粗利益	1,183	1,189	+0.5%
比較可能ベース*			-2.1%
営業費用	-658	-738	+12.2%
比較可能ベース*			+9.7%
営業総利益	525	451	-14.1%
比較可能ベース*			-16.9%
引当	-366	-323	-11.7%
営業利益	159	128	-19.5%
比較可能ベース*			-24.2%
当期純利益	114	44	-61.4%

第 1 四半期の業績は良好であったものの、**国際リテールバンキング部門**の財務実績は、一部諸国における政治的混乱および依然として厳しい経済状況の影響を受けた。

個人顧客数は前年同期比 150,000 人増と、国際リテールバンキング部門の**顧客基盤**は拡大を続けた。それを受けて、貸出残高および預金残高も増加し、2011 年 3 月末現在の貸出残高は 652 億ユーロ（前年同期比 5.2%\*増）、預金残高は 659 億ユーロ（同 3.0%\*増）となった。当部門の預貸率は僅かに上昇し 99%となった。

**ロシア**では、当部門は健全な経済環境（2011 年の GDP 成長率予想：4.3%、エコノミスト インテリジェンス ユニット）および 2010 年に着手された営業インフラの最適化の複合的な効果による恩恵を受けた。預金残高は個人顧客で前年同期比 14.3%\*増、法人顧客で同 6.3%\*増となった。全体では、貸出残高は前年同期比 10.1%\*増の大幅な伸びとなった。

**中・東欧諸国**（ロシアを除く）では、好悪まちまちの経済環境の中、貸出残高は前年同期比 1.0%\*増、預金残高は同 1.4%\*減と、全般的に安定して推移した。チェコ共和国では、コメルチニバンカは堅固な地位を保持し、貸出残高は前年同期比 4.3%\*増となり、グループ当期純利益への寄与は前年同期比 4.9%\*増の 6,400 万ユーロとなった。ルーマニアでは、経済環境が低迷を続ける中、当グループは選択的なローン承認方針を継続すると共に、経費削減を強化した。同様に、当グループは、依然として厳しい環境が続くギリシャに対してもここ数四半期を通して実施してきた緊縮策を維持した。それ以外の諸国は、引き続き勢いのある営業体制に支えられ、預金残高は前年同期比で 6.4%\*増加した。

**地中海沿岸地域**の子会社は、貸出残高（前年同期比 13.5%\*増）および預金残高（同 12.8%\*増）の伸びに実証される通り、顧客基盤は引き続き拡大した。チュニジアおよびエジプトの情勢が徐々に平常を取り戻し、事業活動の回復をもたらした。しかしながら、第 1 四半期に実施した慎

重な引当計上方針および事業活動の低下により、これらの諸国が当グループの業績に寄与するには至らなかった。

サハラ以南のアフリカおよびフランス国外領土（コートジボワールを除く）の事業は好調で、貸出残高は前年同期比 14.9%\*増、預金残高は同 11.2%\*増となった。コートジボワールでは、政情不安を受け、従業員の安全の確保および利益を保護するために、子会社は2月17日から4月28日の間、事業活動の停止を余儀なくされた。

このような背景から、国際リテールバンキング部門の業務粗利益は前年同期比 2.1%\*減（絶対値ベースでは同 0.5%増）の11億8,900万ユーロと、底堅さを実証した。

営業費用の増加（前年同期比 9.7%\*増の7億3,800万ユーロ）の要因としては、ロシアを中心とした高インフレ率（2011年に9.1%上昇、エコノミストインテリジェンスユニット）、地中海湾岸地域およびサハラ以南のアフリカの大幅な自律的成長の影響、ならびに当部門の営業効率性の改善を目的とした投資などが挙げられる。

全体では、2011年第1四半期の営業総利益は前年同期比 16.9%\*減の4億5,100万ユーロとなった。経費率は62.1%（前年同期：55.6%）となった。

当部門の2011年第1四半期の純リスク引当は3億2,300万ユーロ、引当比率は174bp（前期：194bp、前年同期：225bp）となった。引当比率の低下はまちまちのトレンドを反映している。ロシアとチェコ共和国では顕著に改善、また、ルーマニアのリスク引当比率は安定した推移となった。政権移行期にある国々（コートジボワール、チュニジア、エジプト）では、慎重な危機管理を実施するために、当グループはポートフォリオ残高に基づく引当5,000万ユーロを計上した。

2011年第1四半期の当部門のグループ当期純利益への寄与は4,400万ユーロであった。

## 5. コーポレート&インベストメント バンキング部門

単位：百万ユーロ	2010年 第1四半期	2011年 第1四半期	増減
業務粗利益	2,144	2,280	+6.3%
比較可能ベース*			+4.2%
ファイナンスおよびアドバイザリー	602	641	+6.5%
グローバルマーケッツ(1)	1,565	1,597	+2.0%
レガシー資産	-23	42	NM
営業費用	-1,152	-1,315	+14.1%
比較可能ベース*			+12.2%
営業総利益	992	965	-2.7%
比較可能ベース*			-5.0%
引当	-233	-134	-42.5%
レガシー資産	-214	-96	-55.1%
営業利益	759	831	+9.5%
比較可能ベース*			+6.3%
当期純利益	541	591	+9.2%

(1)うち、「エクイティ」は2011年第1四半期で8億8,400万ユーロ（前年同期：7億8,600万ユーロ）、「債券・為替・コモディティ」は2011年第1四半期で7億1,300万ユーロ（前年同期：7億7,900万ユーロ）

コーポレート&インベストメント バンキング部門 (SG CIB) の2011年第1四半期の業績は、再び事業の健全性を実証した。2011年第1四半期の業務粗利益は22億8,000万ユーロ（4,200万ユーロのレガシー資産（不良債権）を含む）と、前年同期の21億4,400万ユーロ、前期の20億700万ユーロを上回った。業務粗利益の伸びはリスクまたは必要資本の増加を伴うことなく達成された。

マーケット業務の2011年第1四半期の業務粗利益は15億9,700万ユーロとエクイティ業務を中心に非常に好調であった。一方で、債券・為替・コモディティ業務は騒然とした環境（アフリカと中東における政治的混乱や東日本大震災）による影響を僅かに受けた。全体では、業務粗利益は好調だった前年同期との比較では0.1%\*減（絶対値ベースでは同2.0%増）と安定的に推移し、前期比では40.3%\*増となった。

エクイティ業務は2011年第1四半期に卓越した業績をあげ、業務粗利益は前年同期比12.5%増、前期比29.1%増となった。取引高の伸び、主要株価指数の上昇基調、ボラティリティの低下などに牽引され、全営業ラインで非常に良好な業績を達成した。さらに、リクソーは再度「ベストマネージド アカウント プラットフォーム」賞（ヘッジウィーク アワード、2010年3月）を受賞し、本分野における定評の高い専門性を実証した。2011年3月末現在のリクソーの運用資産残高は932億ユーロであった。

精彩を欠く市場環境（依然として低調な取引高、利ざやの低下）にも関わらず、債券・為替・コモディティ業務の業務粗利益は、前年同期の7億7,900万ユーロに対して、2011年第1四半期は7億1,300万ユーロと満足のいく実績を挙げた。金利業務と信用業務の業績に牽引され、業務粗利益は前期の水準を57.5%上回った。SG CIBは引き続き外為市場でのシェアを拡大し、特に「FX AII」電子プラットフォームの市場シェアは前年同期の4.1%から6.0%へ拡大した。

**ファイナンス&アドバイザー事業**の業務粗利益は前年同期比 4.7%\*増（絶対値ベースでは同 6.5%増）の 6 億 4,100 万ユーロとなった。ストラクチャード ファイナンス業務はインフラ ファイナンスを中心に好調であった。それに対して、欧州市場が停滞していたことから、資金調達業務は安定的に推移した。第 1 四半期に当事業は複数の案件において主導的な役割を果たした。SG CIB はエクスペリアンによる総額 4 億英ポンドの社債発行およびサノフィ アベンティスによるゲンザイムの買収資金の調達を目的とした米ドル建社債発行の両案件で共同ブックランナーを務めた。SG CIB はまた、「ヨーロッパ ラージ コーポレート バンキング クオリティ」のカテゴリーにおいても定評があり、顧客に対する質の高いサービスが評価されている（グリニッチ アソシエート クオリティ リーダーズ、2011 年 3 月）。

**レガシー資産（不良債権）**は第 1 四半期の業務粗利益に 4,200 万ユーロのプラス寄与となった。エクスポージャーの削減を数四半期通して続けており、2011 年第 1 四半期には額面 19 億ユーロの売却・償却を行った。

当部門の営業費用は、2010 年に実行した投資が 2011 年第 1 四半期にも継続的に実施されたことから、前年同期比 12.2%\*増（絶対値ベースでは同 14.1%増）の 13 億 1,500 万ユーロとなった。当部門の 2011 年第 1 四半期の経費率は 57.7%、営業総利益は 9 億 6,500 万ユーロであった。

2011 年第 1 四半期の主力事業は、厳格かつ慎重なリスク管理方針に基づいているものの、純リスク引当比率は 12bp と低水準だった。第 1 四半期のレガシー資産のリスク引当は 9,600 万ユーロと、予想通り減少を続けた。

2011 年第 1 四半期の当部門の営業利益は 8 億 3,100 万ユーロ（前年同期：7 億 5,900 万ユーロ）となった。グループ当期純利益への寄与は 5 億 9,100 万ユーロ（前年同期：5 億 4,100 万ユーロ）であった。

## 6. 専門金融サービス&保険部門

単位：百万ユーロ	2010年 第1四半期	2011年 第1四半期	増減
業務粗利益	849	873	+2.8%
比較可能ベース*			+8.3%
営業費用	-446	-470	+5.4%
比較可能ベース*			+15.8%
営業総利益	403	403	0.0%
比較可能ベース*			+0.7%
引当	-299	-213	-28.8%
営業利益	104	190	+82.7%
比較可能ベース*			+81.7%
当期純利益	70	131	+87.1%

専門金融サービス&保険部門は以下の事業により構成されている。

- (i) 専門金融サービス事業（消費者金融、設備ファイナンス、車両オペレーショナルリース・車両管理）
- (ii) 生命保険・損害保険事業

専門金融サービス&保険部門のグループ当期純利益への寄与は前年同期比 78.9%\*増（絶対値ベースでは同 87.1%増）の 1 億 3,100 万ユーロと、大幅な改善を見せた。

堅調な自動車ローン業務に支えられ、2011 年第 1 四半期の消費者金融事業の新規貸出高は前年同期比で安定的に推移し（イタリアを除く）26 億ユーロとなった。第 1 四半期にも事業の集中化方針は継続され、主にフランスでの新規事業提携の締結、イタリア事業の再編計画の発表、カザフスタンとラトビアの事業売却<sup>(1)</sup>などが実施された。2011 年 3 月末現在の消費者金融貸出残高は前年同期比 0.9%\*減の 226 億ユーロであった。

設備投資の回復を受け、設備ファイナンス事業の 2011 年第 1 四半期の新規契約高（ファクタリング除く）は前年同期比 19.2%\*増の 18 億ユーロと、好調であった。特にドイツ（前年同期比 25.9%\*増）と北欧諸国（同 4.7%\*増）において目覚ましい事業成長を遂げた。フランスでは、2011 年下半期に設備リース事業を提携する契約をバンクポスタル（郵便貯金銀行）と締結した。

2011 年第 1 四半期のリース車両台数は約 60,000 台と、ALD オートモーティブ（車両オペレーショナルリース・車両管理事業）の新規契約高は前年同期比 32.1%<sup>(2)</sup>増となった。車両管理台数は前年同期比で 6.5%<sup>(2)</sup>増加し、約 855,000 台となった。

専門金融サービス事業の 2011 年第 1 四半期の業務粗利益は前年同期比 7.0%\*増（絶対値ベースでは同 0.7%増）の 7 億 2,800 万ユーロとなった。営業総利益は前年同期比 2.7%\*減（絶対値ベースでは同 3.7%減）の 3 億 1,500 万ユーロと、前年同期の水準を僅かに下回った。

専門金融サービス事業のリスク引当比率は 2011 年第 1 四半期も改善を続け、前年同期の 237bp から急速に（82bp）低下し、155bp となった。

<sup>(1)</sup> 銀行監督当局の承認待ち

<sup>(2)</sup> グループ編成変更の影響を除いたベース

保険事業では 2011 年第 1 四半期に事業の伸びが確認された。生命保険事業では、市場の停滞を背景に、新規契約受入資金は 7 億 8,600 万ユーロとなった。損害保険事業の新規契約受入資金（カード・小切手保険を除く）は前年同期比で安定していた。ソシエテ ジェネラル インシュアランスはバンクアシュアランス モデルの国際的な展開を継続して行い、ロシアの顧客数は前年同期の水準から倍増した。

保険事業の 2011 年第 1 四半期の業務粗利益は前年同期比 15.1%増の 1 億 4,500 万ユーロとなった。

専門金融サービス&保険部門の 2011 年第 1 四半期の営業利益は前年同期比 82.7%増の 1 億 9,000 万ユーロ（前年同期：1 億 400 万ユーロ）となった。

## 7. プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門

単位：百万ユーロ	2010 年 第 1 四半期	2011 年 第 1 四半期	増減
業務粗利益	504	580	+15.1%
比較可能ベース*			+13.3%
営業費用	-466	-484	+3.9%
比較可能ベース*			+2.5%
営業利益	38	84	X2.2
比較可能ベース*			X2.1
当期純利益	55	97	+76.4%
プライベート バンキング	24	43	+79.2%
アセットマネジメント	19	40	X2.1
SG SS&ブローカー業務	12	14	+16.7%

単位：十億ユーロ	2010 年 第 1 四半期	2011 年 第 1 四半期
新規契約資産受入額 (a)	-11.2	3.0
運用資産残高 (a)	164	169

(a) リクソーが運用する資産およびアムンディを除く

プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、以下の 3 事業により構成されている。

- (i) プライベート バンキング事業（ソシエテ ジェネラル プライベート バンキング）
- (ii) アセット マネジメント事業（アムンディ、TCW）
- (iii) ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービス（SGSS）、ブローカー事業（ニューエッジ）

プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は回復基調が続き、金利と市場のボラティリティが若干改善した環境の下、第 1 四半期は堅調な増益となった。

2011年3月末現在の運用資産残高は842億ユーロ（前年同期：791億ユーロ）と、**プライベートバンキング事業**は引き続きフランスおよび欧州で顧客基盤を拡大し、フランスでは「ベストプライベートバンクインフランス」賞（ユーロマネー、2011年2月）を受賞した。**セキュリティーズ サービス事業**の預かり資産残高は前年同期比4.7%増となった。**ニューエッジ**は市場シェア12.2%を確保、首位の座を維持した。また、「ベストヨーロッパプライムブローカー」賞（ヘッジウィーク、2011年3月）も受賞した。**アセット マネジメント事業**では、1年間の事業再編を経たTCWにおいて、2四半期連続で資金の流入が確認された。

2011年第1四半期の当部門の業務粗利益は前年同期比13.3%増（絶対値ベースでは同15.1%増）の5億8,000万ユーロとなった。従業員の採用や事業開発プロジェクトにより、営業費用は前年同期比2.5%増（絶対値ベースでは同3.9%増）の4億8,400万ユーロとなった。しかしながら、営業費用は依然抑制された水準で保たれている。営業総利益は9,600万ユーロと前年同期の2倍超の水準となっており、また、経費率は前年同期の水準から9.1ポイント改善した。グループ当期純利益への寄与は9,700万ユーロと、前年同期の水準を大幅に（76.4%増）上回った。

### プライベートバンキング事業

2011年第1四半期のプライベートバンキング事業は、好調な業務展開が続き、契約資産純受入額は17億ユーロ増となった。

2011年第1四半期の当事業の業務粗利益は前年同期比30.2%増（絶対値ベースでは同35.8%増）の2億2,000万ユーロと、大幅な伸びを見せた。主なプラス要因は、前年同期に比べ、トレジャリー収入とストラクチャード商品業務が増加したこと、経常外項目が僅かながら寄与したことなどが挙げられる。その結果、経常外項目を控除した後の粗利益率は106bpと、前年同期比で8bp上昇した。

営業費用は前年同期比14.0%増（絶対値ベースでは同19.2%増）の1億5,500万ユーロと、業務粗利益を下回る伸びに収まった。

2011年第1四半期の営業総利益は6,500万ユーロ、グループ当期純利益への寄与は4,300万ユーロ（前年同期：2,400万ユーロ）となった。

### アセット マネジメント事業

2011年第1四半期には、TCWにおいて13億ユーロの契約資産純受入額が確認された。ファンドの優れた運用成績は再度評価され、5本のファンドが「リップパー ファンド アワード」賞を受賞した（2011年3月）。

当事業の業務粗利益は前年同期比6.0%増（絶対値ベースでは同7.2%増）の8,900万ユーロとなった。

営業費用は前年同期比17.9%増（絶対値ベースでは同17.0%増）の7,800万ユーロ、営業総利益は1,100万ユーロ（前年同期：1,100万ユーロの損失）となった。

アムンディの寄与（3,200万ユーロ）を織り込んだ後のグループ当期純利益への寄与は4,000万ユーロ（前年同期：1,900万ユーロ）となった。

### ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービス (SGSS)、ブローカー事業 (ニューエッジ)

2011年第1四半期に**セキュリティーズ サービス事業**は堅調な業務展開を続けた。2011年3月末現在の預かり資産残高は前年同期比4.7%増の3兆3,970億ユーロとなり、管理資産残高は2010年12月末比で引き続き安定的に推移し4,520億ユーロとなった。

市場のボラティリティが追い風となり、ニューエッジの取引高は11%増加した。

SGSSとニューエッジの2011年第1四半期の業務粗利益は前年同期比4.6%増（グループ編成変更および為替相場の変動の影響を除いたベース、絶対値ベースでも同水準）の2億7,100万ユーロとなった。営業費用の伸び（前年同期比4.1%増\*、絶対値ベースでは同3.7%増）が業務粗利益の伸びを下回ったことから、2011年第1四半期の営業総利益は2,000万ユーロ（前年同期：1,700万ユーロ）となった。

グループ当期純利益への寄与は1,400万ユーロと、前年同期の1,200万ユーロを上回った。

## 8. コーポレート センター

---

2011年第1四半期のコーポレート センターの営業総利益は、主に以下の要因を受け、3億8,600万ユーロの損失（前年同期：2,900万ユーロの損失）となった。

- 当グループの金融債務の再評価額：3億6,200万ユーロの損失（前年同期：1億200万ユーロの利益）
- 企業向けローン ポートフォリオをヘッジするために使用した信用デリバティブ商品の再評価額：500万ユーロの損失（前年同期：300万ユーロの利益）
- 産業株ポートフォリオの収入：7,100万ユーロの利益
- フランスおよび英国で導入された「システミック リスク」銀行税：2,500万ユーロの損失

2011年3月31日現在の国際財務報告基準（IFRS）による産業株ポートフォリオの帳簿価格は5億4,700万ユーロ、時価では8億ユーロとなった。

## 9. 結論

---

2011 年第 1 四半期のグループ当期純利益は 12 億ユーロ\*\*と、ソシエテ ジェネラルは顧客重視型のユニバーサル バンキング モデルの妥当性をさらに実証する結果となった。適正な資本配分および厳格なコスト管理方針に基づく顧客関連収入増加の勢いに支えられ、大幅な利益成長となった。当グループのリスク プロファイルを改善するための絶え間ない努力と利益成長の組み合わせにより、当グループは事業拡大に必要な増資をすることが可能となった。これらの成功を背景に、ソシエテ ジェネラルは 2011 年も引き続き、「アンビション SG 2015 年」計画の一環である変革戦略を推進していく予定である。

本文書にはソシエテ ジェネラル グループの目標・戦略に関する予測・意見が含まれています。これらの予測は、一般事項と特別事項（特別の定めのない限り、主に、欧州連合が採択している国際財務基準（IFRS）に準拠した会計原則・方法の適用、および既存のプルデンシャル規制の適用）の両方を含む、一連の前提に基づいています。

本情報は、特定の競争・規制環境下における複数の経済前提に基づくシナリオに則して作成されました。当グループは以下を行うことができない場合があります。

- 当グループの事業に影響をもたらす可能性のある全てのリスク、不透明要因またはその他要因を予測すること、およびそれらが当グループの業務に与える可能性のある影響を評価すること。

- リスクまたは複合リスクにより、実際の業績が本プレスリリースに記載されている予測とどの程度異なるかを正確に判断すること。

これらの予測は実現しない可能性があります。投資家の皆様におかれましては、本文書が提供する情報に基づいて投資上の決定をされる際には、当グループの業績に影響をもたらす可能性のある不透明要因やリスク要因を考慮されるようお勧めします。

特に明記しない限り、ランキングは内部資料によるものです。

1) 連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	第1四半期					
	2010年	2011年	増減(%) (絶対値ベース)		増減(%) (組織変更と為替レート調整後の比較)	
			増減	増減**	増減	増減**
業務粗利益	6,581	6,619	0.6	7.7	-0.9*	6.2*
営業費用	(4,001)	(4,376)	9.4		9.2*	
<b>営業総利益</b>	<b>2,580</b>	<b>2,243</b>	<b>-13.1</b>	<b>5.1</b>	<b>-16.4*</b>	<b>1.4*</b>
純引当	(1,132)	(878)	-22.4		-23.3*	
<b>営業利益</b>	<b>1,448</b>	<b>1,365</b>	<b>-5.7</b>	<b>28.3</b>	<b>-11.0*</b>	<b>21.9*</b>
固定資産売却益	12	1	-91.7			
持分法適用会社純利益	40	38	-5.0			
連結調整勘定償却	0	0	NM			
法人税	(375)	(370)	-1.3			
<b>少数株主持分控除前当期純利益</b>	<b>1,125</b>	<b>1,034</b>	<b>-8.1</b>			
少数株主持分	62	118	90.3			
<b>当期純利益</b>	<b>1,063</b>	<b>916</b>	<b>-13.8</b>	<b>16.0</b>	<b>-19.3</b>	<b>9.8*</b>
年率換算グループ ROE(%)	11.1%	8.8%				
年率換算グループ ROE(%)**	10.3%	11.3%				
Tier 1 自己資本比率	10.6%	10.8%				

(\*) グループの組織変更に伴う調整と固定為替レートに基づく

(\*\*) 金融債務の再評価による影響の控除後

2) 主要部門別税引後純利益

(単位：百万ユーロ)	第1四半期		
	2010年	2011年	増減
フランス国内ネットワーク	279	352	+26.2%
国際リテールバンキング	114	44	-61.4%
コーポレート&インベストメントバンキング部門	541	591	+9.2%
金融サービス&保険	70	131	+87.1%
プライベートバンキング、グローバルインベストメント マネジメント&サービス	55	97	+76.4%
プライベートバンキング	24	43	+79.2%
アセットマネジメント	19	40	X2.1
SGSS&ブローカー	12	14	+16.7%
<b>主力事業部門</b>	<b>1,059</b>	<b>1,215</b>	<b>+14.7%</b>
コーポレートセンター部門	4	(299)	NM
<b>グループ合計</b>	<b>1,063</b>	<b>916</b>	<b>-13.8%</b>

連結貸借対照表 (単位：十億ユーロ)

資産	2011年3月31日	2010年12月31日	増減 (%)
現金および中央銀行預け金	23.9	14.1	+70
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融資産	440.3	455.1	-3
ヘッジ目的デリバティブ	7.1	8.2	-13
売却可能金融資産	110.6	103.8	+7
銀行預け金	77.1	70.3	+10
顧客貸出金	372.3	371.8	+0
リース債権および類似契約	28.8	29.1	-1
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	1.0	2.4	-56
満期保有目的金融資産	1.9	1.9	-1
税金およびその他の資産	49.7	49.0	+1
売却目的保有非流動資産	0.1	0.1	-13
繰延利益配分	1.6	1.1	+41
有形および無形資産その他	25.4	25.2	+1
<b>資産の部合計</b>	<b>1,139.8</b>	<b>1,132.1</b>	<b>+1</b>

負債	2011年3月31日	2010年12月31日	増減 (%)
中央銀行預金	2.6	2.8	-5
損益勘定を通じて公正価値で測定された金融負債	345.2	359.0	-4
ヘッジ目的デリバティブ	8.9	9.3	-4
銀行預金	76.5	77.3	-1
顧客預金	340.9	337.4	+1
証券形態の債務	156.1	141.4	+10
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価差額	-0.3	0.9	n/s
税金およびその他の負債	61.2	56.3	+9
売却目的保有非流動負債	0.0	0.0	-100
保険会社の責任準備金	84.0	82.7	+2
引当金	1.9	2.0	-3
劣後債務	11.0	12.0	-9
株主資本	47.2	46.4	+2
少数株主持分	4.6	4.6	+2
<b>負債合計</b>	<b>1,139.8</b>	<b>1,132.1</b>	<b>+1</b>

## 財務情報の基準となる事項

---

1-2011年3月31日に終了する当グループの第1四半期決算は2011年5月4日の取締役会において承認された。

2011年第1四半期に関する財務情報は、この日付において適用されている、欧州連合が採択しており、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した方法により作成している。本財務情報は、国際会計基準(IAS)第34号「中間財務報告」により定められている中間財務報告を構成するものではない。ソシエテ ジェネラルの経営陣は、2011年6月30日に終了する6カ月の期間に関しては、連結中間財務諸表を公表する予定である。

2-グループ ROE は、IFRS 基準によるグループの平均株主資本に基づいており、(i)株主資本の部に直接計上された未実現または繰り延べキャピタルゲインもしくはキャピタルロス(転換準備金を除く)、(ii)超劣後債、(iii)株主資本として認識された永久劣後債、を除外し、(iv)超劣後債および修正再表示された永久劣後債に係る支払利息を控除したうえで算出している。また、ROE の算出に使用した当期純利益は、超劣後債に係る当期分の税引き後支払利息、および2006年以降は、修正再表示された永久劣後債に係る税引き後支払利息(2011年第1四半期は600万ユーロ)を除外したものである。

3- 普通株 1 株当たり利益を算出する上で、「グループ当期純利益」を以下の項目に係る税引き後支払利息において修正した(利益の場合は削減し、損失の場合は追加)。

- (i) 超劣後債(2011年第1四半期は7,500万ユーロ)
- (ii) 株主資本として認識された永久劣後(2011年第1四半期は600万ユーロ)

従って、普通株 1 株当たり利益は、修正後の当期純利益を平均発行済み株式数から自己株式を控除した数字で除して求める。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および(b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は平均発行済み株式数に含まれる。

4- 純資産は、以下を除くグループ株主資本より構成される(i)超劣後債(63億ユーロ)、従来は負債に分類されていた永久劣後債(9億ユーロ)、(ii)超劣後債および永久劣後債に係る支払利息。ただしトレーディング目的で保有する自己株式および流動性契約に基づき保有する自己株式の帳簿価額は含まれている。1株当たり帳簿価格の算出に使用した株式数は、2011年3月31日現在の発行済み株式数(優先株を含む)から自己株式および金庫株を控除したものである。ただし、(a) トレーディング目的で保有する自己株式、および(b) 流動性契約に基づき保有する自己株式は含まれている。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

#### (1) 会社の目的

当行の定款第3条に当行の目的が記載されています。ソシエテ ジェネラルは、信用機関に適用される法令の規定に定められる条件に基づき、フランス国内外において、個人および法人と以下の業務を行うことを会社の目的とします。

－あらゆる銀行取引

－銀行業務に関連するあらゆる取引（フランス財政金融法L. 321-1およびL. 321-2に基づく投資サービスおよび提携サービスを含みます。）

－他の会社の持分のあらゆる取得

ソシエテ ジェネラルは、フランス金融銀行規制委員会に定められた条件に定義されているとおり、上記以外のあらゆる取引（保険代理業務を含みます。）を日常的に行うことができます。

一般に、ソシエテ ジェネラルは、自己のため、または第三者の代理として、もしくは共同して、直接または間接に上記の業務に関連して、ないしは上記業務の遂行を容易にする目的で、あらゆる金融・商業・工業・農業・証券・不動産取引の業務を行うことができます。

#### (2) 事業の内容

ソシエテ ジェネラル グループは、フランスに本部を有し、個人および法人顧客に幅広い銀行および金融サービスを提供する多数のフランス内外の銀行、ノンバンク子会社、関連会社から構成されています。

当グループは以下の部門から構成されています。すなわち、フランス国内ネットワーク部門、国際リテール バンキング部門、専門金融サービス&保険部門、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門ならびにコーポレート&インベストメント バンキング部門からなります。

ソシエテ ジェネラルのリテール バンキング事業は、個人、個人事業主、非営利団体、地方公共団体、企業を含むあらゆるリテール顧客に対しユニバーサル バンキング サービスを提供しております。フランスでは、これらのサービスはソシエテ ジェネラルの2,290近くに上る支店、クレディデュ ノールの933近くの支店およびブルソラマ（オンライン バンキング）を通じて提供しています。フランス国外においては、リース、消費者金融その他の専門子会社および非専門支店を通じてリテール バンキングおよび金融サービスを提供しております。

プライベート バンキング、グローバル インベストメント マネジメント&サービス部門は、ソシエテ ジェネラル プライベート バンキングのプライベート バンキング、アムンディ（2010年1月1日に開始したクレディ アグリコル アセット マネジメントとのパートナーシップ）およびTCWのアセット マネジメント、ソシエテ ジェネラル セキュリティーズ サービスの証券サービスならびにニューエッジのデリバティブの仲買業務を網羅しています。

コーポレート&インベストメント バンキング部門は、多国籍企業、機関投資家、地方公共団体、金融機関といった顧客に対し、様々な事業分野から専門的能力に定評のあるチームを動員して調和

のとれたサービスを提供します。当行の資本市場に関する専門知識、ヘッジングテクニックを使いこなす能力、および助言の経験は、当行の貸出能力の補完に役立っています。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年
年度末財政状態					
株式資本（単位：百万ユーロ） <sup>(1)</sup>	933	925	726	583	577
発行済株式数 <sup>(2)</sup>	746,421,631	739,806,265	580,727,244	466,582,593	461,424,562
業績（単位：百万ユーロ）					
銀行業務純益およびその他利益 <sup>(3)</sup>	26,714	29,577**	36,238	43,940	36,358
税、減価償却費、償却費、引当金、従業員賞与および一般積立金控除前利益	4,057	5,693	(836)	(2,248)	4,648
従業員賞与	15	22	45	29	26
法人所得税	817	(554)	(1,956)	(1,932)	482
純利益	1,362	922	(2,964)	(961)	4,033
支払配当金合計	1,306	185	697	420*	2,399
1株当たり利益（単位：ユーロ）					
税引後、減価償却費、償却費および引当金控除前利益	4.32	8.41	1.85	(0.74)	8.97
純利益	1.82	1.25	(5.10)	(2.06)	8.74
1株当たり支払配当金	1.75	0.25	1.20	0.90	5.20
人件費					
従業員数	46,316	46,181	45,698	44,768	41,736
給与総額（単位：百万ユーロ）	3,340	3,109	2,813	2,647	2,897
従業員福利厚生費（社会保険その他） （単位：百万ユーロ）	1,443	1,394	1,212	1,343	1,269

\* 2007年度について提案された配当は、長期資本利得の特別準備金から差し引かれる予定です。

\*\* 2009年12月31日に公表された財務諸表に関連して調整された額です。

(1) ソシエテ ジェネラルは、2010年に数回にわたって230.1百万ユーロの発行プレミアムを伴う8.3百万ユーロの増資を行い、また1回の資本金の減資を行いました。

— 2.9百万ユーロの増資は、配当のためのものであり、76.8百万ユーロの発行プレミアムを伴いました。

— 5.4百万ユーロの増資は、従業員のために積み立てられたものであり、153.3百万ユーロの発行プレミアムを伴いました。

(2) 2010年12月31日現在のソシエテ ジェネラルの普通株式は、額面1株当たり1.25ユーロの株式746,421,631株から構成されています。

(3) 銀行業務純益およびその他利益は、受取利息、受取配当金、受取手数料、金融取引純益およびその他の営業利益から構成されています。

## (2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2010年 <sup>(1)</sup>	2009年 <sup>(1)</sup>	2008年 <sup>(1)</sup>	2007年	2006年
業績（単位：百万ユーロ）					
銀行業務純益	26,418	21,730	21,866	21,923	22,417
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を除いた営業利益	5,713	116	3,683	6,713	8,035
隠蔽不正トレーディング取引に係る純損失を含めた営業利益				1,802	
少数株主持分利益控除前純利益	4,302	1,108	2,773	1,604	5,785
純利益	3,917	678	2,010	947	5,221
フランス国内ネットワーク部門	1,233	1,007	1,287	1,375	1,344
国際リテールバンキング部門	492	459	633	686	471
専門金融サービス&保険部門	343	26	469	600	521
プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門	289	201	329	652	577
コーポレート&インベストメントバンキング部門	1,730	663	(2,062)	(2,221)	2,340
コーポレートセンターおよびその他	(170)	(1,678)	1,354	(145)	(32)
業務（単位：十億ユーロ）					
資産負債合計	1,132.1	1,023.7	1,130.0	1,071.8	956.8
顧客貸出金	371.8	344.4	354.6	305.2	263.5
顧客預金	337.4	300.1	282.5	270.7	267.4
運用総資産 <sup>(2)</sup>	172 <sup>(3)</sup>	344	336	435	422
株主資本（単位：十億ユーロ）					
グループ株主資本	46.4	42.2	36.1	27.2	29.1
総連結資本	51.0	46.8	40.9	31.3	33.4
従業員 <sup>(4)</sup>	160,704	160,144	160,430	130,100	115,134

2006-2007：バーゼル1

2008-2010：バーゼル2

(1) 2008年、2009年および2010年における変更点

- 上記の主要な事業の業績はすべて、期首時点のバーゼル2リスク加重資産の7%（従来は期中の平均リスク加重資産の6%）に相当する規範的資本配分を考慮して算出されており、各主力事業部門による健全性資本の追加的な消費（バーゼル2 Tier 1 資本に影響を与える控除）により補完され、さらに必要な場合には、保険業務特有の要件により補完されます。
  - 以前プライベートバンキング、グローバルインベストメントマネジメント&サービス部門に計上されていたブルソラマは、現在フランス国内ネットワーク部門に含まれています。
  - SGAMオルタナティブインベストメントの仕組商品、インデックストラッキング商品および代替投資商品は、リクソーアセットマネジメントのものと統合され、2010年1月1日以降はコーポレート&インベストメントバンキング部門に組み込まれています。
  - 2010年1月1日以降、アムンディ（ソシエテジェネラルが資産管理部門の25%を所有、75%をクレディアグリコルが所有）による財政上の寄与は、持分法により計上される会社の純利益に計上されます。
  - 当グループは、2009年第1四半期に組織構造を再編成しました。コーポレート&インベストメントバンキング部門関連の不動産関連子会社（ODIPROMを除きます。）は、現在フランス国内ネットワーク部門の一部になりました。移行された主な事業体は、GENEFIM、SOGEPROMおよびGENEFIMMOならびにそれぞれの子会社です。
  - 以前コーポレートセンター部門の一部であったSGAM AI クレジットプラスおよびSGAM AI クレジットプラスオポチュニテは現在、コーポレート&インベストメントバンキング部門の一部になりました。当グループはさらに、売却可能証券および満期保有証券に分類されていた証券ポートフォリオをコーポレートセンター部門からコーポレート&インベストメントバンキング部門に移行しました。
- (2) リクソーにより管理されている資産を除きます。
- (3) リクソーおよびアムンディにより管理されている資産を除きます。
- (4) 臨時雇用を含みます。